

10月1日から、保険証がカードに



国民健康保険(国保)の被保険者の人が現在使用している保険証の使用期限は9月30日までです。10月1日からは新しいカードの保険証を使用してください。

■新しい保険証は1人に1枚交付されます

今までには、1世帯に1枚の保険証が交付されていましたが、被保険者の皆さんに便利なように1人に1枚のカードの保険証が交付されます。

■保険証を受け取つたら

新しい保険証を受け取つたら、記載された内容に誤りがないか確認して、間違いがあれば届け出ください。勝手に書き換えたり、書き足したりすると無効になります。

■保険証は正しく使いましょう

●貸し借りは禁止
他人との貸し借りは厳禁です。保険証は「氏名」欄に記載のある本人しか使えません。顔見知りのお医者さんでも月に一度は提示を窓口に提示してください。

に一度、また再診のときでも月が変わつたら、必ず保険証を窓口に提示してください。

●期限切れに注意

期限が切れた保険証やコピーした保険証は使えません。

●必ず手元に保管

治療が済んだら保険証は必ず返してもらい、大切に保管してください。

●保険証の紛失に注意

カード化に伴い保険証のサイズが小さくなっています。紛失しないようにしてください。保険証は犯罪などに使われることもありますので十分注意してください。

■退職した人は別の保険証で

会社や役所などを退職して年金を受けられ、その加入期間が20年以上か、40歳以降10年以上ある75歳未満の人とその扶養家族は、退職者医療制度で医療を受けることになります。年金の受給権が発生した日が、退職被保険者となる日です。年金証書を受け取つたら14日以内にかかった医療費は全額自己負担になります。

に、保険証と年金証書を持って届け出してください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

■75歳以上の人には医療受給者証を
75歳(一定の障害のある場合)以上の人と、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、

こんなときは必ず14日以内に届け出を

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑・健康保険の扶養が喪失した証明書
	他の市区町村から転入したとき	印鑑・他の市区町村の転出証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	外国人が入るとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	印鑑・国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・保険証
	他の市区町村に転出するとき	印鑑・保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書
	外国人がやめるとき	保険証・外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・保険証・年金証書
	市内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき(※)	印鑑・保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき	印鑑・本人であることを証明するもの
	交通事故で治療を受けたとき	印鑑・保険証・事故証明書(写)

*保険証が1人に1枚交付されることで就学や長期の仕事で遠方にいく場合の「学印」や「還印」の保険証はなくなりましたが、就学のため転出する場合には市区町村への届け出が必要ですので、保険証を提出の上、届け出してください。届け出をしていないと、国保の資格が喪失しますので保険証が使えなくなります。また、就学が終了した場合にも、その旨の届け出も忘れずにしてください。

●加入の届け出が遅れると
保険税は、国保に加入の届け出をした月ではなく、被保険者の資格を得た月までさかのぼつて納めなければなりません。また、届け出が遅れてしまつた、届け出が遅れてしまつた間にかかった医療費は全額自己負担になります。

加入の届け出が遅れると不利益を被る場合もありますから、速やかに届け出をしましょう。
他の健康保険に加入しているのに国保の保険証を使つて受診してしまつた場合には、国保が負担した医療費は全額返さなければなりません。

●やめる届け出が遅れると
たために保険税を二重に支払つてしまふこともあるので、必ず14日以内に届け出をしましょう。

■問い合わせ先

市市民課

☎ 0869-22-1790

◇要介護認定は高齢者6人に1人
当市の「要介護認定者」は平成17年3月末で1、653人でした。平成13年から4年間で約1・3倍に増えています。

平成17年4月時点では、65歳以上の高齢者は10、144人。市民の4人に1人が65歳以上で、高齢者の約6人に1人が要介護認定を受けています。全国的に見てもこの4年間で要介護認定者が約1・5倍。

平成17年6月末の時点では、702人が認定され、今後も認定者数が伸びると予想されます。

介護度別で見ると、比較的軽度とされる要支援、要介護1の人が認定者の過半数を占め、今後軽度の認定者が重度化しないための介護予防に取り組む必要

が生じています。

◇介護保険を利用しながら自立を目指しましょう

介護が必要になつても住み慣



介護度と心身状態のイメージ

要支援	寝たきりなどにならないように、リハビリが必要
要介護1	立ち上がる、歩くなどの日常生活基本動作が不安定
要介護2	毎日、日常生活の一部または全般に介助、見守りが必要
要介護3	毎日、日常生活の全般に全面的な介助と見守りが必要
要介護4	毎日、全面的な介助または特別な配慮や見守りが必要
要介護5	自分での食事、意志の伝達もできにくい

◇サービス未利用の場合
更新申請は不要です

介護サービスを利用していない人や、介護サービス利用の予定がない人は、介護サービス利用が必要になつたときに、市役所か支所、出張所の介護保険窓口で申請をしてください。また入院中の場合は、医療保険が適用されますので介護認定を受ける必要はありません。退院後に介護サービス利用や施設入所を希望する場合には、病状が落ち着いてリハビリが軌道に乗つた時や退院の日程が立つた時に介護認定の申請をしてください。

■問い合わせ・申請先
市介護保険課